

被災住宅の応急修理の 事前検討のためのポイント(案)

概要

国土交通省四国地方整備局

平成27年3月
平成28年3月改定

1. 被災住宅の応急修理の事前検討の必要性

◆南海トラフ巨大地震発生時の被災住宅の応急修理の必要性

- ・最大クラスの南海トラフ巨大地震において、四国全体の死者数は約8.7万人、全壊戸数は約61万棟と想定(四国地方が大きく被災するケース)
- ・被災者が、避難所での生活を長期化させず、できる限り早く自宅に戻り、生活する事が望ましい。自宅で生活する事によって、地域の復旧・復興に寄与することが可能となる

◆阪神・淡路大震災や東日本大震災からみえた応急修理の事前検討の必要性

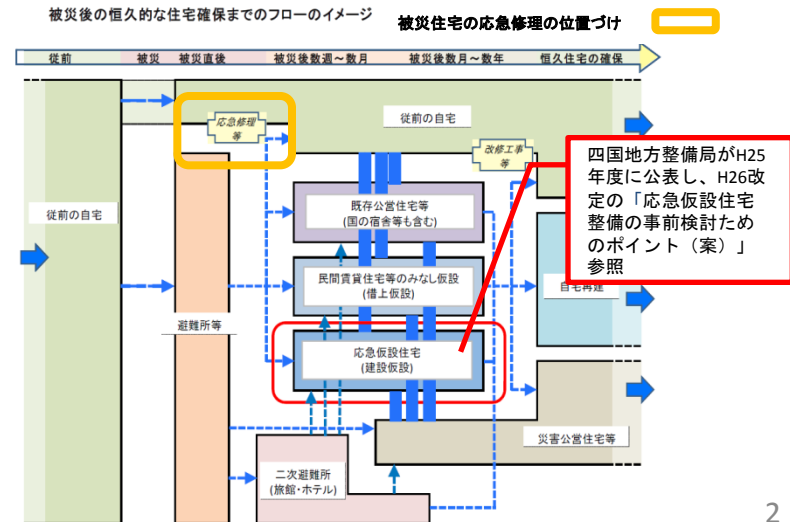
- ・阪神・淡路及び東日本大震災での応急修理については、想定されていなかった様々な問題点(り災証明書の発行の遅れ、施工業者の不足、応急修理制度に関する住民の認知度が低いこと、自治体職員の熟知していないこと等)が発生
- ・被災自治体職員の声を聞くと、「行政機能や職員等も被災し、冷静に考える余裕がなく、決められたことを決められたとおりにこなしていくことで精いっぱい」等

・「被災後の混乱期においては、平常時から準備していたこと以上のことは、対応できない」という前提で、平常時からできることを事前に検討・準備しておくことが非常に重要

- ・災害救助法:被災住宅の応急修理は、知事が行い(法定受託事務)、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、事務の一部を市町村長が行うこととすることができる
- ・地域の事情を把握している市町村が県と連携して取組むことは、行政の人員確保につながり、被災者の住宅ニーズ把握、建設場所の確保等を迅速に行うことが可能

市町村が県と連携は、被災住宅の応急修理の迅速化に重要

出典:「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」
(国土交通省住宅局住宅生産課、平成24年5月)を加工



2. 阪神・淡路や東日本大震災の被災地での教訓

◆被災住宅の応急修理に関する被災地の教訓

○り災証明書発行の遅れ

- ・り災証明書は、従前法令上明示的な位置付けが無いため(東日本大震災後に災害対策基本法を改正)、発行の前提となる住宅被害調査の実施体制が十分でない自治体があったり、自治体庁舎や職員も被災したため、職員の活動場所や職員数が不足となり、り災証明書の発行が遅れた
- ・1ヶ月の期間内に修理を完了するため、事前に庁内の体制整備をすることが必要

○施工業者の不足

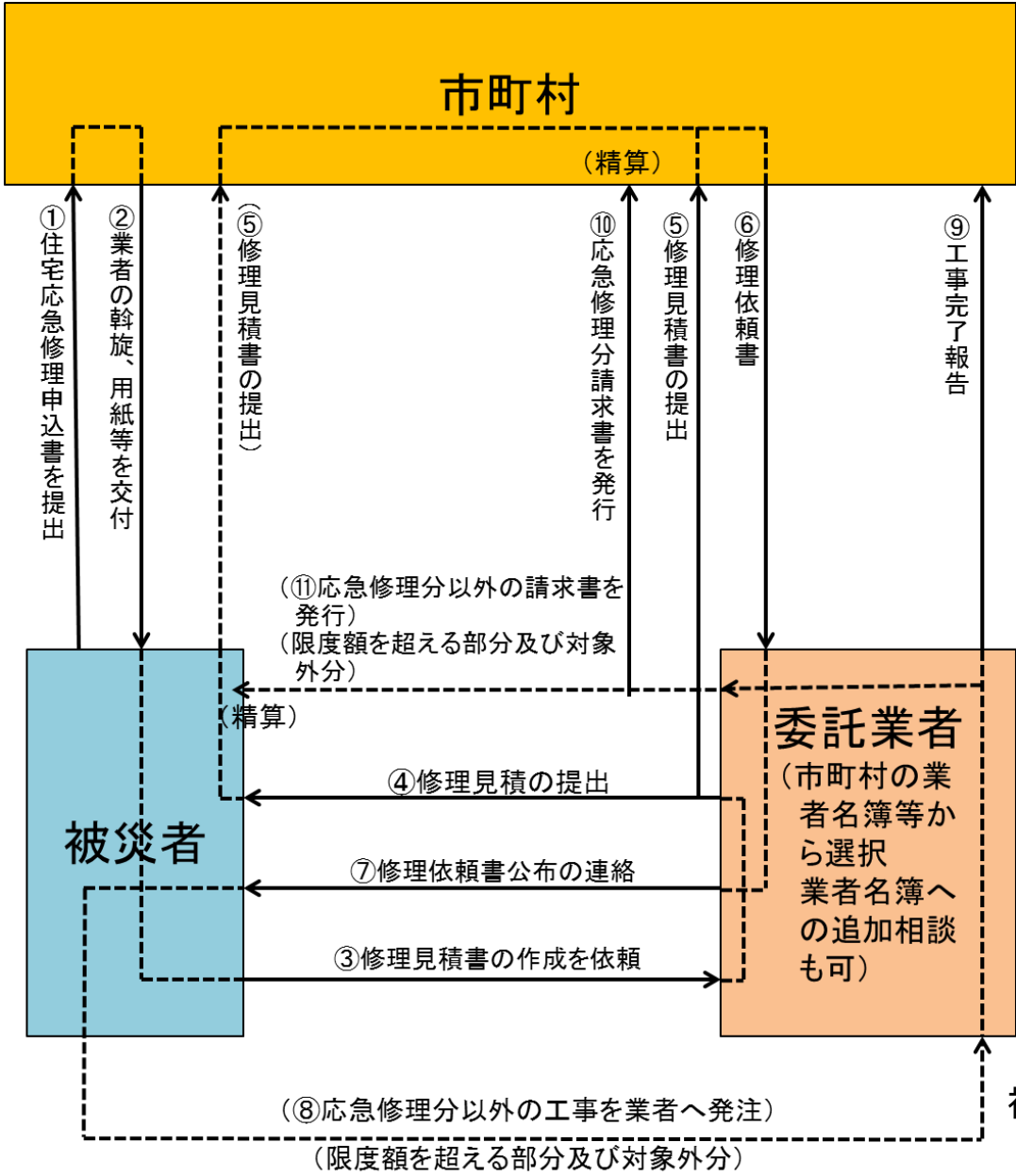
- ・大規模災害時には、施工業者が不足する中で悪質な業者も混在
- ・発災時に施工業者を確保するため、事前に施工業者の団体等と協定を締結しておくことが必要

○応急修理制度の理解不足

- ・応急修理制度に対する住民の認知度が低い上に職員が熟知していなかった
- ・応急修理制度の申請者には要件があること、応急修理の内容に制限があること等を知らなかった住民によるクレームが多発
- ・応急修理に関する基本的な考え方を整理し、平常時から住民に広報し、認知してもらうことが必要

3. 被災住宅の応急修理の手順(案)

○県の役割:市町村間、各県間、業界団体、国との調整、広報、相談を中心とした役割等
 ○市町村の役割:広報、相談、業者の斡旋、修理見積受理、業者への修理依頼、業者への支払い等



- ※1 ⑤修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること
- ※2 ⑨工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること
- ※3 市町村の判断により、「②業者の斡旋」の段階で「⑥修理依頼書を交付」し、後日、「⑤被災者又は業者が修理見積書を市町村窓口へ提出」とすることもできる

被災住宅の応急修理のフロー(案)

出典:宮城県実施要綱より

4. 被災住宅の応急修理の事前検討における着眼点・留意点

4-1. 体制整備

- ・大規模災害発生直後は、甚大な被害状況、膨大な被災者数、担当職員の被災、情報入手・伝達の困難等により行政内外で混乱が予想され、事前に県や市町村、関係団体等で体制整備が必要
- ・応急修理は、主に建設部門(住宅)が担当するが、「半壊」等の判断を「り災証明」で行う場合や被災者の収入額の算定等、担当部署との連携が必要なため、庁内体制の構築が必要

4-2. 応急修理業者との連携

- ・県等は業者と災害時における応急修理に関する協定書を締結することが必要
- ・「地域以外の業者」も広く参入できるように柔軟な対応が必要(ただし、事前に地元の業者等の理解と協力が必要)

4-3. 被災住宅の応急修理の実施(災害救助法適用)

(1)被災者台帳の活用

(2)申請者の対象要件

- ・住家が半壊、半焼し、自らの資力により応急修理をすることができない者が対象
- ・半壊では収入要件を満たす必要があり、その収入要件を平常時に検討しておくことが必要

(3)応急修理の範囲

- ・地震の被害と直接関係のある修理のものが対象
- ・居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分及び日常生活に欠くことのできない破損個所が対象

(例)①屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理

②ドア、窓等の開口部の応急修理

③上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理

④衛生設備

4. 被災住宅の応急修理の事前検討における着眼点・留意点

(3) 適用条件の広報(ヒアリング結果より)

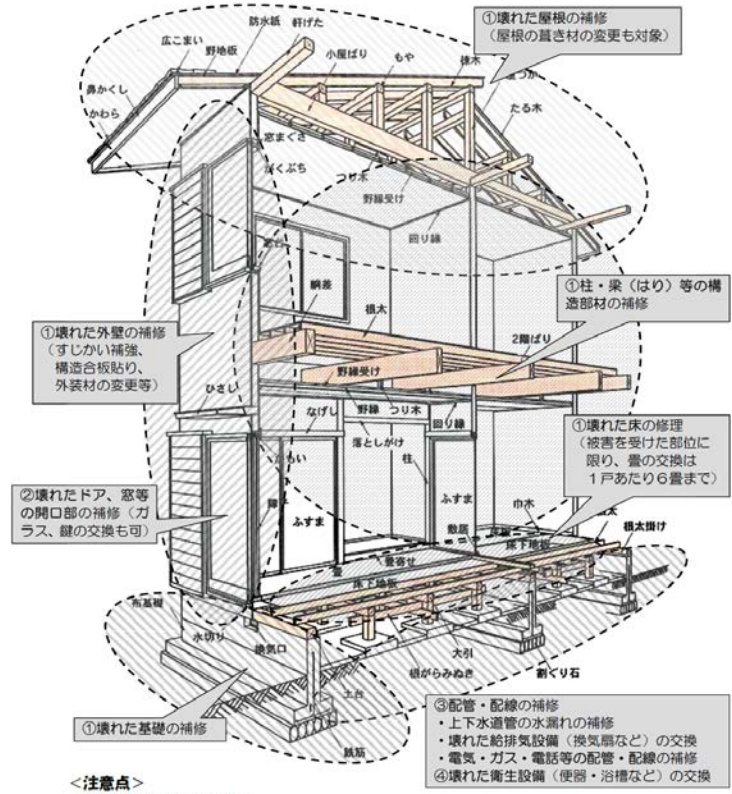
・応急修理に関するトラブルをなくするためには、被災者も知っておかなければならない情報の提供が必要

- ① 応急修理制度を利用すれば、応急仮設住宅に入居できないこと
- ② 応急修理は、日常生活に必要最小限度の部分及び日常生活に欠くことのできない破損個所に限られていること(右図)
- ③ 支援金額1世帯当たり、57万4千円(平成26年度基準)という限度があること
- ④ 受付期間に限りがあること
- ⑤ 応急修理をすることで本格復旧が割高になることがあること
- ⑥ その他

(4) 検査等

- ・り災証明書により、被災の程度を把握
- ・見積の妥当性の確認は、業者より提出された施工間の写真等により判断
- ・応急修理の確認は、工事完了後、工事写真等を添付した「工事完了報告書」で実施。悪質な業者がいることもあるため、必要に応じて現地確認が必要

住宅の応急修理対象範囲
(平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被災した部位に限ります)



<注意点>
 ・①～④は優先度を表します。
 ・内装は原則として、対象外です(例: 間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。量は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、1戸あたり6畳まで対象です。家電製品は、対象外です。